



子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されずに個性や能力を伸ばし、自己肯定感を育めるよう、電子クーポンを交付し、文化・スポーツ教室・学習塾等の習い事にかかる費用を助成します。

交付（助成）対象者

福岡市在住の生活保護世帯または児童扶養手当受給世帯のうち
小学5年生から中学3年生までの子どもの保護者

クーポン交付額

子ども一人あたり月額1万円分（毎月初日に交付、有効期間1か月）

クーポン利用開始月

申込完了した月から利用可能（以降、毎月初日に交付、有効期間1か月）

クーポン利用方法など

クーポンを利用するためには専用サイトでの申込みが必要です。